



香川用水 土地改良区だより

第 74 号

発行日 令和5年5月25日
発行所 香川用水土地改良区
香川県高松市
番町5丁目1番29号
TEL087(802)5711
FAX087(802)5744
発行人 事務局長 井川 一郎

第56回 通常総代会を開催

— 令和5年度収支予算などを議決 —

第56回 香川用水土地改良区通常総代会



令和5年3月27日午前10時より第56回香川用水土地改良区通常総代会を高松市木太町の高松国際ホテルにて行いました。令和2年から3年間、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、書面議決で開催しておりましたが、今年度の総代会は4年ぶりの通常開催となりました。総代138名中105名にご出席いただき、池田香川県知事、高城県議会議長、木下吉野川本部長、南保香川用水管理所長、平山香川用水二期農業水利事業所長ほか、多数のご来賓のご臨席を賜り開催しました。

当日は、五所野尾理事長の招集挨拶の後、議長に高松市選出の総代 松本芳博氏を選出し、事務局より5件の報告事項の後、令和5年度事業計画及び収支予算など11議案について審議され、いずれも原案どおり承認されました。最後に三笠副理事長の閉会挨拶で総代会は滞りなく終了しました。

可決された議案

- 第1号議案 令和3年度事業報告及び財産目録の承認について
- 第2号議案 令和3年度収支決算の承認について
- 第3号議案 令和4年度収支補正予算について
- 第4号議案 令和5年度賦課金の額並びに賦課徴収の時期及び方法について
- 第5号議案 令和5年度加入金の額並びに徴収の時期及び方法について
- 第6号議案 令和5年度決済金の額並びに徴収の時期及び方法について
- 第7号議案 令和5年度事業計画及び収支予算について
- 第8号議案 令和5年度配水計画について
- 第9号議案 令和5年度一時借入金について
- 第10号議案 令和5年度預入先金融機関の決定について
- 第11号議案 香川用水維持管理計画書の変更について

五所野尾理事長挨拶



第56回香川用水土地改良区通常総代会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

香川用水土地改良区の通常総代会につきましては、令和2年3月開催の第53回通常総代会から3年続けて、総代の皆様のご理解のもと、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面議決を活用した少人数での総代会開催とさせていただいておりましたが、ようやく4年振りに通常に開催できますことを大変喜ばしく思います。

本日お集まりいただきました総代の皆様や役員の皆様方には、公私ともにお忙しい中ご出席いただきましたこと、また、日頃香川用水土地改良区の運営、管理全般にわたり、ご支援、ご協力をいただいておりますことに対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

香川用水の水事情についてですが、昨年は、香川用水の水源であります早明浦ダムでは、年初来の少雨傾向によるダムの貯水率低下に伴い、2月18日から冬渇水としては23年振りに取水制限が実施され、9月20日に終止符が打たれるまでの215日間、香川用水が通水されて以来、最長の期間に及び取水制限が実施されました。この間取水量を50%削減する第3次取水制限が実施されることとなり、急遽、かんがい期間中としては9年振りに配水管理委員会を開催し、制限強化時の配水調整等について協議をさせていただいたところですが、関係の皆様のご協力等により、農作物への大きな被害もなく実りの秋を迎えることができ、改めて地元水利団体の皆様に感謝申し上げます。

次に賦課金の収納状況についてですが、香川用水土地改良区運営の原資となっております令和4年度の経常費賦課金8,916万円余につきましては、関係市町の香川用水に対する温かいご理解により、昨年6月末までに全額納入をいただいております。一方、昨年12月15日を徴収期限としておりました香川用水の配水管理や維持修繕に必要な維持管理費賦課金1億5,438万円余についても全額納入をいただいております。賦課金の収納にあたっては、改めて、組合員をはじめ県民のご理解と関係市町、土地改良区、並びに水利組合の代表者など、関係の皆様のご協力に対して心から厚くお礼申し上げます。

次に、3点目は国営香川用水二期地区についてであります。今年度、15億円の事業費で10件の工事が進められ、事業費ベースで98%の進捗率となり、計画していた幹線水路全区間の工事を終えられたところであり、最終年度の令和5年度には、本事業の総仕上げとして、残事業費3億3,000万円で当土地改良区から要望している付帯工事等も実施していただき、本事業が完了となる運びとなっております。今後は本事業の効果が発揮され、将来に向けて香川用水の幹線水路施設の維持管理と配水管理の万全な体制が確立できるよう、国をはじめ県・市町、地元土地改良区など関係機関とこれまで以上の連携に努めて参りたいと考えております。

今後とも適正な改良区運営と適切な維持管理により、香川用水が香川県民の命の水、水源地域の友情の水として、更には本県農業を支える命脈として、広く県民に認識されますよう総代の皆様をはじめ関係者皆様方のご理解とご協力、ご支援をお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

<おことわり>紙面の都合により要約させていただきました。

「役員（理事）」補欠選挙の結果

役員（理事）3名の欠員に伴い、令和5年3月27日開催の第56回香川用水土地改良区通常総代会において、役員（理事）補欠選挙を予定していましたが、定数内での立候補届となり、次の方が無投票で当選されました。

任期は、令和5年4月3日から残任期間の令和6年10月23日までです。

| (理事) | 被選挙区域名 | 当選人氏名 | 所属委員会 |
|------|--------------|---------|---------------|
| | 全 県 区 | 尾 崎 道 広 | 総 務 委 員 会 |
| | 第 1 被 選 挙 区 | 上 原 勉 | 財 務 委 員 会 |
| | 第 13 被 選 挙 区 | 古 川 幸 義 | 施 設 管 理 委 員 会 |

令和5年度

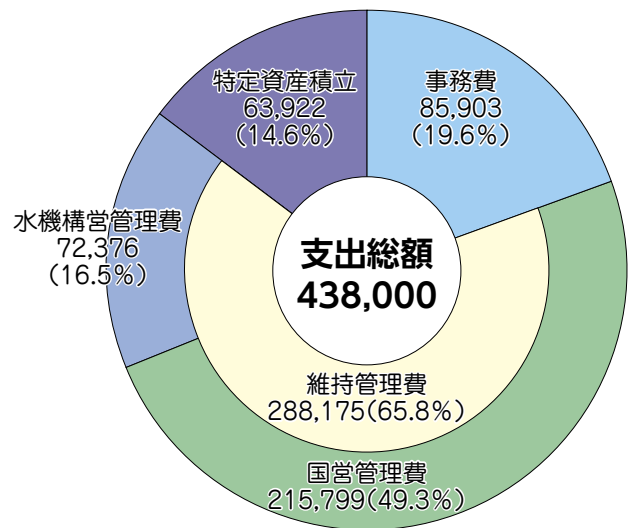
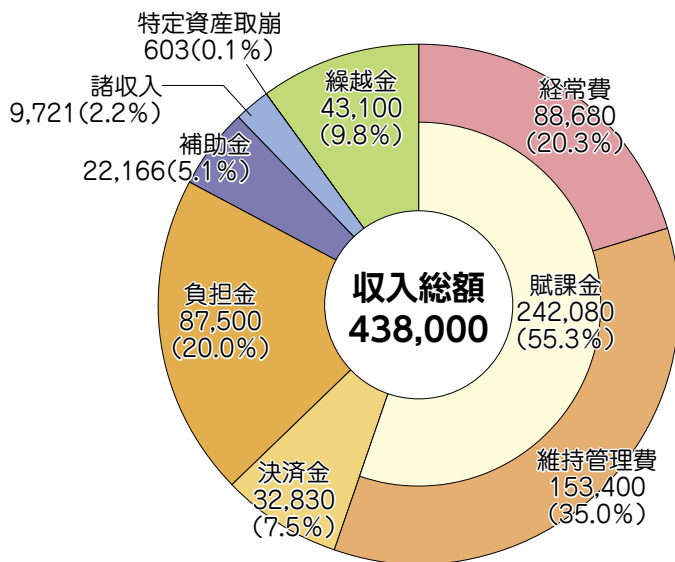
一般会計予算 4億3,800万円

各種賦課金・加入金・決済金の10アール当たり単価 前年度と同額

第56回通常総代会において、令和5年度一般会計の当初予算が議決されました。一般会計の収支予算は、下記のとおりとなっています。

一般会計収支予算

(単位：千円)



()内は構成率を示す

賦課金

- ・経常費賦課金 10アール当たり**400円** (前年度と同額) 納付期限 令和5年6月30日
- ・維持管理費賦課金 10アール当たり**800円** (前年度と同額) 納付期限 令和5年12月15日

加入金

令和5年度中に香川用水土地改良区へ新規加入する農地については、10アール当たり水量別に建設費償還賦課金を清算した次の額を加入金として納めていただくことになります。

| 10アール当たり水量 | 150 ^m | 200 ^m | 250 ^m | 300 ^m | 350 ^m | 400 ^m | 450 ^m | 500 ^m | 550 ^m | 600 ^m | 660 ^m |
|------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 加入金 | 21,670 ^円 | 25,120 ^円 | 28,580 ^円 | 32,020 ^円 | 35,490 ^円 | 38,940 ^円 | 42,400 ^円 | 45,850 ^円 | 49,310 ^円 | 52,760 ^円 | 56,900 ^円 |

決済金

- ・香川用水決済金 1平方メートル当たり**26円** (前年度と同額)

香川用水二期事業の工事実施状況について

香川用水幹線水路の老朽化対策と耐震化対策を行う国営かんがい排水事業「香川用水二期地区」は、平成26年度に着工され、今年度が最終年度となる10年目を迎えております。令和4年度は、農業専用区間の各所において、鞘管工（PIP工法）やダクタイル鋳鉄管への布設替工による管水路改修、開水路の補強改修、ゲート・バルブ等の整備工事が実施されました。

事業完了年度となる令和5年度は、幹線用水路に設置されているチェックゲートの改修、空気弁の移設等、主に付帯設備の改修が予定されております。

工事の実施に際し、関係水利団体及び、近隣の周辺地域住民の皆様方には何かとご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほど宜しくお願いします。

令和4年度工事実施状況

東部幹線用水路第14～16工区管水路改修工事



15工区改修状況（さぬき市）

幹線用水路弁類改修（その2）工事



三郎池調整分水工整備状況（高松市）

年度別実施計画表

| 全体計画 | | 令和4年度迄 | 令和5年度 |
|-------------|--------|--------|--------|
| 施設名 | 事業量 | 事業量 | 事業量 |
| 1. 用水路 | 27.7km | 27.7km | 整備工 |
| (1)東西分水工 | 0.1km | 0.1km | 整備工 |
| (2)東部幹線用水路 | 19.9km | 19.9km | 整備工 |
| (3)西部幹線用水路 | 4.6km | 4.6km | 整備工 |
| (4)高瀬支線用水路 | 3.1km | 3.1km | 整備工 |
| 2. 水管理施設 | | | |
| ・中央管理所 | 1式 | 1式 | 整備工 |
| ・中継所及び子局 | | | |
| ・通信施設等 | | | |
| 3. 揚水機場 | 2カ所 | 2カ所 | 整備工 |
| (1)東部幹線揚水機場 | 1カ所 | 1カ所 | 整備工 |
| (2)大池揚水機場 | 1カ所 | 1カ所 | 整備工 |
| 4. 工事諸費等 | 1式 | 測量、設計他 | 測量、設計他 |
| 事業費（百万円） | 17,200 | 16,867 | 333 |
| 累計進捗 | 100% | 98% | 2% |

第43回香川用土地改良区施設管理委員会

香川用水取水工・池田ダム現地視察

令和5年1月12日（木）、第43回施設管理委員会（香川芳文委員長）において、徳島県三好市池田町にある香川用水取水工及び池田ダムの現地視察を実施しました。

施設管理委員会では、委員会の開催に併せて委員の皆様には香川用水施設を直接見てもらう良い機会であることから、毎年この時期に現地視察を行っております。今回は、香川用水にとって非常に重要な両施設の視察をしていただくことで、香川用水に対する理解をより一層深めていただきました。

香川用水取水工



南保所長説明



吉野川からの取入口



取水工内部（トラベリングスクリーン）

池田ダム



全景



概要説明



現地説明

「水資源機構営」

香川用水施設緊急対策事業の進捗状況について

水資源機構営「香川用水施設緊急対策事業」が総事業費38億円、事業工期が令和2年度から令和6年度の5年間で実施されています。昨年度迄に、本事業の主たる工事である高瀬支線水路のサイホン改築及びトンネル補強工事が完了しました。令和5年度は、長野川水路橋及び東部幹線水路の開水路部の耐震化対策工事を完成させるとともに、取水工及び東部幹線水路の水位調整施設の耐震化対策工事が実施されます。

【年度別実施計画表】

| 全体計画 | | 令和4年度迄 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------------|--------|--------|-------|-------|
| 施設名 | 事業量 | 事業量 | 事業量 | 事業量 |
| 1. 取水施設 | | | | |
| (1)取水工（水路、擁壁等） | 1式 | | | |
| (2)長野川水路橋 | 1式 | | | |
| 2. 東部幹線水路 | | | | |
| (1)開水路施設（盛土部） | 0.35km | | | |
| (2)水位調節施設 | 2カ所 | | | |
| 3. 高瀬支線水路 | | | | |
| (1)サイホン施設 | 2.7km | | | |
| (2)トンネル施設 | 1.1km | | | |
| (3)水位調節施設 | 1カ所 | | | |
| 4. 測量設計等 | 1式 | | | |
| 事業費（百万円） | 3,800 | 3,299 | 300 | 201 |
| 累計進捗 | 100% | 87% | 8% | 5% |



現在の取水工

組合員の皆様へ お願い

こんな時は必ず届出が必要です!

組合員の資格等に変更があった時

- ★組合員の住所変更
- ★組合員の死亡等による農地の相続
- ★農業者年金受給による経営移譲
- ★農地の賃貸借または解約した場合
- ★農地の売買、贈与、交換等により所有権移転があった場合



※申請様式はホームページからダウンロードできます。

「組合員資格得喪通知書」を提出してください!!

※土地改良区に届出がなければ、賦課金は従来の組合員に課されます。

農地転用したい時

農地を宅地など農地以外に転用する場合、組合員が申請手続きをし、土地改良区の意見書の交付を受けるとともに、**決済金(1㎡当たり26円)**の納付が必要です。



※申請様式はホームページからダウンロードできます。

「農地転用等の通知及び意見書の交付願」を提出してください!!

公共用地として転用された時

公共用地(国道、県道、市町道、河川等)として、買収又は寄付した農地を転用した場合にも一般転用と同様に**決済金が必要**です。

公共用地への転用は農地法に基づく転用手続きが免除されており土地改良区に通知されません。

関係公共機関にもお願いしておりますが、組合員の皆様も用地買収時に決済金の支払い方法等十分に話し合わせ、問題が生じないようにお願いします。

※決済金とは

農地転用によって地区内農地の面積が減ると、残った受益農地(組合員)に対する土地改良施設の維持管理負担が増えてしまいます。面積減少により他の組合員の負担が過重とならないように、土地改良受益地区から農地を除外する場合は、土地改良法第42条2項に基づき、**決済金の納入**が必要となります。

お問い合わせ先：香川用水土地改良区 (☎087-802-5722財務課)
又は関係市町担当課・関係土地改良区



事務局長就退任のお知らせ



小山 輝己氏
(前事務局長)



井川 一郎氏
(新事務局長)

小山 輝己 氏が退職 新事務局長に 前香川県農政水産部次長 井川 一郎 氏を迎える！

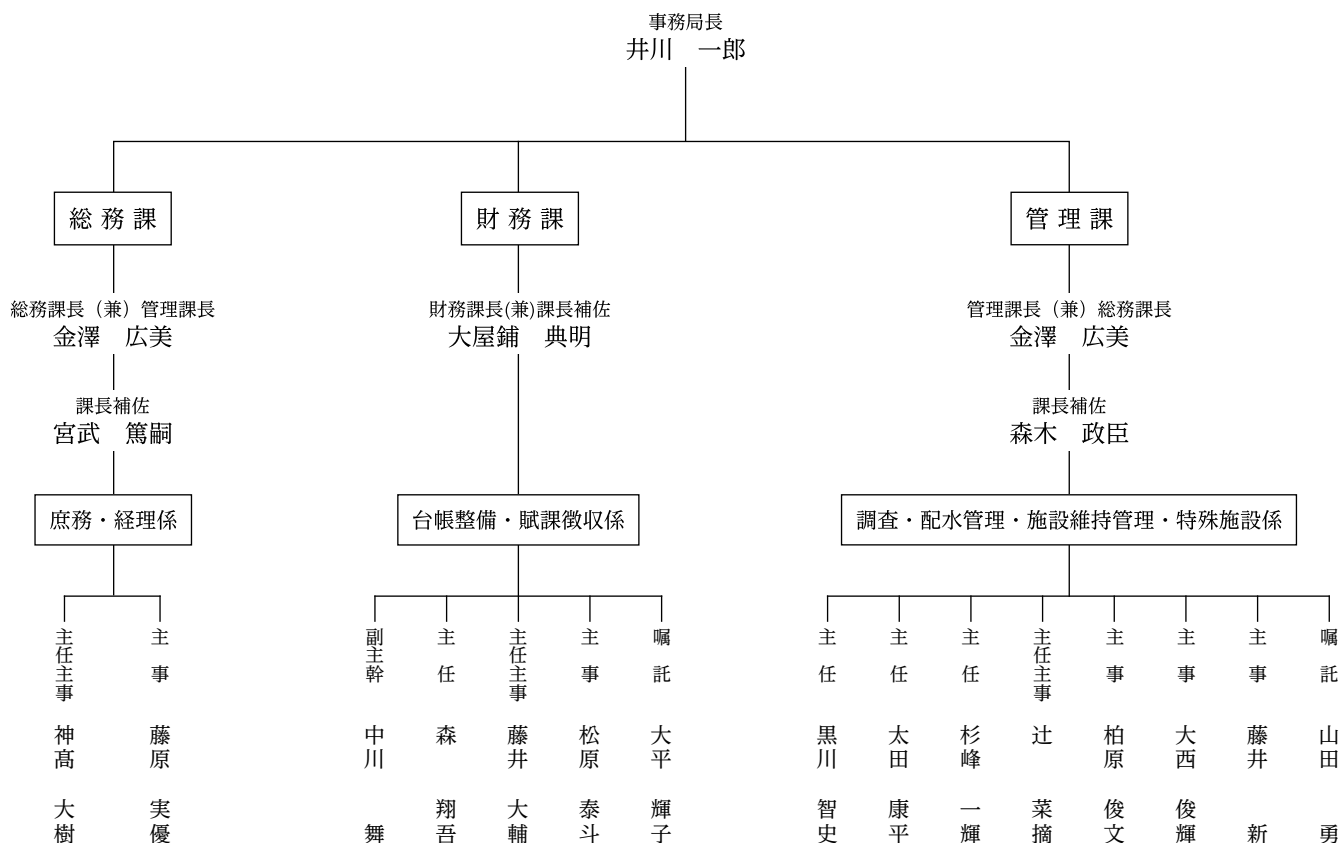
令和5年3月31日付で小山事務局長が退職され、新しく事務局長に前香川県農政水産部次長の井川一郎氏を迎えました。

小山前事務局長は、令和2年4月に当改良区の事務局長に就任し、香川用土地改良区の運営に約3年間尽力されました。その間、複式簿記をはじめ、GISや賦課システムの導入に着手し、当改良区の発展に寄与されました。また、対外的な会議や研修視察等を促したり、職員一人ひとりと向き合うなど、細やかで的確なご指導を賜りありがとうございました。これまでのご労苦に心から感謝申し上げます。

就任ご挨拶

4月1日付で事務局長に就任しました井川一郎です。
香川県在職中は、土地改良区をはじめ関係の皆様には大変お世話になりました。
今後も一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

事務局新組織図



＝香川用水土地改良区の主な動き＝

令和4年

- 11月7日 常任委員長会
- 16日 第42回財務委員会
- 12月1日 香川用水周知会（東讃）
- 2日 香川用水周知会（中讃）
- 5日 香川用水周知会（西讃）
- 6日 全国大規模農業水利事業協議会 県選出国會議員要望

令和5年

- 1月12日 第43回施設管理委員会
- 23日 第64回配水管理委員会
- 31日 常任委員長会
- 2月8日 第84回総務委員会
- 14日 第127回監事会
- 28日 第143回理事会
- 3月14日 第1次取水制限実施（20%カット）
- 27日 役員（理事）補欠選挙会
第56回通常総代会
- 4月10日 取水制限全面解除
- 5月16日 吉野川総合開発香川用水事業推進協議会理事会

今後の予定

- 6月11日 第39回香川用水水口祭



香川用水周知会（東讃）



第143回理事会



水土里ネット香川用水

事務局だより

第39回香川用水水口祭の開催について

これまで新型コロナウイルスによる感染症拡大防止のため、規模を縮小して開催していましたが、今年度より通常どおりの開催を予定しております。



新規採用職員の紹介



所属 財務課

氏名 松原 泰斗

香川用水土地改良区の一員として、一日でも早く皆様のお役に立てるよう励んでいく所存です。宜しくお願い致します。



所属 管理課

氏名 藤井 新

自覚と責任をもち、一つひとつの業務に全力で取り組みます。県民の皆様にとってなくてはならない香川用水をもっと知ってもらうため、私自身も日々精進していきます。宜しくお願い致します。

香川用水土地改良区

ホームページアドレス：<https://www.kagawayousui.com/> E-mailアドレス：t-kagawa@kagawayousui.com